

くらしの安心情報

情報ファイルNO.231

令和3年10月11日

トイレの水漏れがあり、ネット広告を見て業者に修理を依頼しました。訪問時に他の修理も勧められて契約しましたが、高額で不要な工事であったので解約したい...

相談内容

【相談者 60代 女性】

3日前にトイレの給水管から水漏れし、ネット広告で見つけた業者に来てもらいました。「給水管周囲のタイル部分も直す必要がある。リフォームと同じで、約50万円の修理代がかかる」と言われ高いと思ったが、早く直して欲しかったので修理を了承しました。

修理後すぐに代金を請求され支払いをしましたが、翌日、地元業者に聞くと、水漏れを止める工事は数万円でできるといわれました。今からでも解約できるでしょうか...

対処方法

今回の相談のように、ネット広告を見て修理を依頼したところ、実際には不要な工事をされ、高額な修理代金を請求されたという相談が寄せられています。

消費者が業者に訪問を求めた場合(いわゆる「呼び寄せ」)は、クーリング・オフ()は適用されませんが、たとえば台所の水漏れ修理を要請し、修理のために業者が来訪した際に台所のリフォームを勧誘された場合等は、訪問販売としてクーリング・オフが可能です。

()訪問販売では、契約書面を受け取った日から8日間以内であれば、無条件で契約解除ができます。

相談者には、もともと依頼者が高額な修理代金を伴う契約をする意思を持って訪問を依頼したとはいえないことから、クーリング・オフが可能であることを説明しました。

広告などで案内された料金を鵜呑みにしないようにしましょう。工事を急いだり、契約を急かせたりする業者には注意が必要です。

水漏れや かぎ開けなど、急を要するトラブルの発生に備え、安心して修理を依頼できる事業者について事前に情報を収集しておきましょう。

修理の契約をする場合は複数の事業者から見積もりを取り、サービス内容や料金を十分に検討しましょう。

不審に思ったり、万一トラブルにあったら、早めに市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。(消費者ホットライン 局番なし「188(いやや)」)

老朽化してますね。
取替えないと直りませんよ~



発行: くらしの安心ネットとやま (事務局: 富山県消費生活センター)

ご相談は ... TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631
076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)
高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)
FAX: 0766 - 25 - 2890